

第2章第1節 第8 仮設建築物の消防用設備等の取扱い

第8 仮設建築物の消防用設備等の取扱い

建基法第85条第6項に規定する仮設建築物（以下この第8において「仮設建築物」という。）が次に適合する場合は、令第32条の規定を適用し、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備を設置しないことができるものとする。

1 共通事項

仮設建築物の状況が、次に適合するものであること。

- (1) 避難階（建基令第13条第1号に規定する避難階をいう。以下この第8において同じ。）においては、有効に避難することができる避難経路が確保でき、避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が2（当該階段が屋外に設けられ、又は規則第4条の2の3に規定する避難上有効な構造を有する場合にあっては、1）以上設けられていること。ただし、令第25条第2項に規定する技術上の基準に基づき避難器具を設置した2階部分は、避難階又は地上に直通する階段の数を1とすることができる。
- (2) 法第8条の3第1項に規定する防災対象物品を使用する場合は、同項に規定する防災性能を有するものを使用していること。
- (3) 仮設建築物を条例第23条第1項第4号に規定する場所と取り扱い、同条各項の規定に適合すること。
- (4) 関係者による自衛消防体制が確立していること。

2 屋内消火栓設備

次のいずれかの消防用設備等が設置されていること。

- (1) 大型消火器を、仮設建築物の階ごとに、階の各部分から歩行距離30m以内となるように設置していること。この場合において、規則第7条第2項の規定を適用しないこと。
- (2) パッケージ型消火設備を、「パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」（平成16年消防庁告示第12号。以下この第8において「告示第12号」という。）の規定により設置していること。この場合において、同告示第3「令別表第一（1）項から（12）項まで若しくは（15）項に掲げる防火対象物又は同表（16）項に掲げる防火対象物の同表（1）項から（12）項まで若しくは（15）項に掲げる防火対象物の用途に供される部分」及び「（地階、無窓階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所を除く。）」の規定は適用しない。

3 スプリンクラー設備

次のいずれかの消防用設備等が設置されていること。

- (1) 動力消防ポンプ設備を、令第20条第3項及び第4項の技術上の基準に基づき設置していること。
- (2) パッケージ型消火設備を、前2、（2）の規定により設置していること。この場合において、告示第12号第4「水平距離」を「歩行距離」と読み替えること。

4 自動火災報知設備

非常警報設備を令第24条第4項の技術上の基準に基づき設置していること。